円普通預金(決済用)に関する特約

お客さまは、ドコモ SMTB ネット銀行(以下「当社」といいます。)と円普通預金(決済用)にかかる取引を行う場合は、この特約(以下「本特約」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条(用語の定義)

本特約において、「円普通預金(決済用)」とは、本特約の適用を受けて預金利息が無利息となった円普通預金のことをいいます。なお、銀行取引規定で定義した用語の意義は、本特約で別段定める場合を除いて、全て銀行取引規定の用語の意義と同一とします。

第 2 条(円普通預金(決済用)への切替)

1. お客さまは、円普通預金から円普通預金(決済用)への切替を希望する場合、当社所定の方法により申込むものとし、当社が、当該申込を承諾したときは、当該切替を行うことができます。なお、支店の種類によっては、円普通預金(決済用)を取り扱っていない場合があります。
2. 前項に基づく円普通預金から円普通預金(決済用)への切替は、当社が前項の申込を受け付けた日以降、最初に到来する毎月第3土曜日の翌日(以下「切替日」といいます。)に行われるものとします。
3. お客さまは、第 1 項の申込を取消す場合、切替日の前日までに、当社所定の方法により申込むものとします。

第 3 条(円普通預金への切替)

1. お客さまは、本特約を解約し、円普通預金(決済用)から円普通預金への切替を希望する場合、当社所定の方法により申込むものとし、当社が、当該申込を承諾したときは、当該切替を行うことができます。
2. 前条第 2 項及び第 3 項は、前項に基づく円普通預金(決済用)から円普通預金への切替に準用します。

第 4 条(預金利息の取扱い)

別途定める各取引に係る規定にかかわらず、円普通預金(決済用)の預金利息は、無利息とします。

第 5 条(本特約の終了)

本特約の適用を受ける円普通預金(決済用)が解約等により終了した場合、本特約は当然に終了します。

第 6 条(規定の準用)

本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第7条（本特約の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上